

現行			改正後（案）		
別表第2（第17条）方法書の提出時期			別表第2（第17条）方法書の提出時期		
対象事業の種類		方法書の提出時期	対象事業の種類		方法書の提出時期
（1の項から9の項まで省略）			（1の項から9の項まで省略）		
10 高層建築物の建設	建築物の建設の事業	次に掲げる行為の前とする。 （(1)から(3)まで省略） (4) <u>宅地造成等規制法</u> （昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく許可の申請又は同法第11条の規定に基づく協議（以下「 <u>宅造法の許可申請又は協議</u> 」という。）  （(5)省略）	10 高層建築物の建設	建築物の建設の事業	次に掲げる行為の前とする。 （(1)から(3)まで省略） (4) <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法</u> （昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく許可の申請又は同法第11条の規定に基づく協議（以下「 <u>旧宅造法の許可申請又は協議</u> 」という。）  （(5)省略）
（11の項及び12の項省略）			（11の項及び12の項省略）		
13 流通業務団地の造成	流通業務団地造成事業	次に掲げる行為の前とする。 （(1)省略） (2) <u>宅造法の許可申請又は協議</u>	13 流通業務団地の造成	流通業務団地造成事業	次に掲げる行為の前とする。 （(1)省略） (2) <u>旧宅造法の許可申請又は協議</u>
14 土地区画整理事業	土地区画整理事業	次に掲げる行為の前とする。 （(1)省略） (2) <u>宅造法の許可申請又は協議</u>	14 土地区画整理事業	土地区画整理事業	次に掲げる行為の前とする。 （(1)省略） (2) <u>旧宅造法の許可申請又は協議</u>
15 開発行為に係る事業（前各項に掲げるものを除く。）	開発行為に係る事業	次に掲げる行為の前とする。 （(1)省略） (2) <u>宅造法の許可申請又は協議</u> （(3)省略）	15 開発行為に係る事業（前各項に掲げるものを除く。）	開発行為に係る事業	次に掲げる行為の前とする。 （(1)省略） (2) <u>旧宅造法の許可申請又は協議</u> （(3)省略）
（以下省略）			（以下省略）		